

歯科麻酔専門医制度規則

平成 16 年 10 月 1 日制定	平成 17 年 10 月 26 日改定	平成 18 年 10 月 4 日改定	平成 21 年 10 月 8 日改定	平成 21 年 11 月 3 日改定
平成 17 年 1 月 27 日施行	平成 17 年 10 月 26 日施行	平成 18 年 10 月 4 日施行	平成 21 年 10 月 8 日施行	平成 21 年 11 月 3 日施行
平成 23 年 5 月 8 日改定	平成 24 年 5 月 31 日改定	平成 25 年 5 月 28 日改定	平成 25 年 8 月 28 日改定	平成 25 年 10 月 2 日改定
平成 23 年 5 月 8 日施行	平成 24 年 5 月 31 日施行	平成 25 年 5 月 28 日施行	平成 25 年 8 月 28 日施行	平成 25 年 10 月 2 日施行
平成 27 年 10 月 30 日改定	平成 28 年 10 月 28 日改定	平成 29 年 10 月 13 日改定	平成 30 年 5 月 6 日改定	平成 30 年 8 月 19 日改定
平成 27 年 10 月 30 日施行	平成 28 年 10 月 28 日施行	平成 29 年 10 月 13 日施行	平成 30 年 5 月 6 日施行	平成 30 年 8 月 19 日施行
平成 30 年 10 月 4 日改定	平成 31 年 4 月 28 日改定	令和元年 10 月 25 日改定	令和元年 11 月 22 日改定	令和元年 12 月 7 日改定
平成 30 年 10 月 4 日施行	平成 31 年 4 月 28 日施行	令和元年 10 月 25 日施行	令和元年 11 月 22 日施行	令和元年 12 月 7 日施行
令和 2 年 10 月 9 日改定	令和 3 年 10 月 8 日改定	令和 4 年 5 月 12 日改定	令和 4 年 10 月 27 日改定	令和 5 年 5 月 16 日改定
令和 2 年 10 月 9 日施行	令和 3 年 10 月 8 日施行	令和 4 年 5 月 12 日施行	令和 4 年 10 月 27 日施行	令和 5 年 5 月 16 日施行
令和 5 年 8 月 8 日改定	令和 6 年 1 月 8 日改定	令和 6 年 10 月 25 日改定	令和 7 年 10 月 10 日改定	
令和 5 年 8 月 8 日施行	令和 6 年 1 月 8 日施行	令和 6 年 10 月 25 日施行	令和 7 年 10 月 10 日施行	

第 1 章 総 則

第 1 条 歯科麻酔専門医（以下「専門医」とする）とは、歯科麻酔学に関する専門的な知識と技能を有する歯科医師に対して、一般社団法人日本歯科専門医機構（以下「専門医機構」とする）が認定する資格であり、安全な歯科医療の推進、学会認定医や専門医を志望するものの指導、ならびに地域歯科医療における歯科麻酔学の普及と指導の役割を有している。

第 2 条 本制度は、歯科麻酔学の専門的知識と技能を有する歯科医師を養成し、学会認定医や専門医を育成するとともに、地域歯科医療における歯科麻酔学の普及に指導的役割を果たすこととする。

第 3 条 前条の目的を達成するために一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「学会」とする）は、専門医の制度を設け、専門医制度の実施に必要な事業を行う。

第 2 章 専門医の審査機関

第 4 条 第 2 条の目的を達成するため、専門医資格の適否を審査するための専門医審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置する。審査委員会は専門医認定申請者に対して筆記試験および口頭試問を実施する。

第3章 申請者の資格

第5条 専門医の審査を受けようとするものは、次の各項のすべてを満足していかなければならない。

1. 日本国歯科医師免許証を有すること
2. 学会認定医であること
3. 筆記試験の時点で継続して5年以上学会員であること
4. 専門医機構が認定する歯科麻酔学指導施設、研修施設、または準研修施設で5年以上の研修を受けており、かつ歯科麻酔科研修を週3日以上行っていること
5. 歯科麻酔学指導施設の所属長である歯科麻酔指導医が専門医申請を認めたもの
6. 大学病院等の歯科麻酔学指導施設に専従するもの以外では、認定医取得後、歯科に関連する全身麻酔を含む全身管理症例あるいは疼痛治療症例を、担当もしくは指導していること
7. 専門医にふさわしい業績を有すること
8. 専門医研修カリキュラムを修了していること

第4章 申請の方法

第6条 前条の審査を受けようとするものは、審査申請料を添えて、次の各項の申請書類を専門医審査委員会（以下「審査委員会」という）に提出しなければならない。

1. 専門医審査申請書
2. 履歴書
3. 日本歯科麻酔学会認定医認定証（複写）
4. 麻酔研修証明書、研修内容証明書または研修派遣証明書
5. 歯科麻酔専門医申請許可書
6. 業績目録 学会出席、学会発表、論文発表、専門医機構共通研修
7. 救急蘇生講習会受講修了証（複写）
8. 専門医申請前の最近5年間に担当あるいは指導した全身麻酔症例および全身管理症例および疼痛治療症例の中から年間100例、総計500例の一覧表
9. 専門医研修カリキュラムの評価シートおよび実技試験合格証明書
10. 払込控貼付用紙
11. その他必要とされる書類

第5章 審査および認定

第7条 書類審査に合格した後、審査委員による筆記試験および口頭試問を受ける。

第8条 筆記試験および口頭試問に合格したものは、登録料を納付したうえで、理事会の議を経て、専門医認定申請者として専門医機構へ申請する。

第9条 前条の専門医認定申請者を専門医機構が相当であると認定されたものは、専門医機構より専門医認定証が交付される。

第6章 審査委員会

第10条 次の方法により、審査委員会を組織する。

1. 審査委員は歯科麻酔学等講座の主任教授で歯科麻酔に専従しているもの、およびそれと同等の専門的知識と経験を有する学会で認めた歯科麻酔指導医とする。
2. 委員長ならびに副委員長は、理事長が委嘱し、その任期は2年とする。
3. 委員数は8名とし、その任期は2年で、半数交代制とする。

第11条 審査委員会は委員の3/5以上の出席をもって成立するものとする。

第7章 資格の更新

第12条 専門医は資格取得後、5年ごとに更新を行わなければならない。

第13条 更新申請者は、更新審査料を添えて、次の更新に必要な書類を審査委員会へ提出し、書類審査を受ける。

但し、学会の定める更新単位と専門医機構の定める単位は重複する場合は、どちらの単位にも加算されるものとする。

1. 専門医更新申請書
2. 業務内容証明書
3. 更新申請前の最近5年間の全身麻酔を含む全身管理症例あるいは疼痛管理症例の一覧表
4. 歯科麻酔専門医制度施行細則第10条に規定する証明書
5. 払込控貼付用紙
6. その他必要とされる書類

第14条 更新の認定は、審査委員会および理事会の議を経て、専門医機構へ専門医認定申請者としての認定申請が行われ、専門医機構が相当であると認定されたものは、専門医機構より専門医認定証が交付される。

第8章 資格の延長、喪失、停止および復活

第15条 審査委員会の答申により、理事会の議を経て、専門医機構の承認を得て、専門医の資格の延長、喪失、停止および復活について専門医機構へ申請する。

第9章 研修カリキュラム

第16条 歯科麻酔学指導施設ならびに研修施設等における専門医研修カリキュラムは別に定める。

第10章 規則の変更

第17条 本規則を変更する場合は、審査委員会で審議し、理事会の議を経て、社員総会の承認を必要とする。但し、専門医機構の承認が必要な内容の変更については、社員総会での承認後、専門医機構の承認を必要とする。

第11章 補 則

第18条 審査申請料、登録料および更新審査料は別に定める。

第19条 本規則第5条第4項にかかわらず、歯科麻酔学指導施設で卒後臨床研修期間に修得した事項については、専門医機構が承認した基準を満たし、かつ審査委員会が承認した場合、歯科麻酔科研修に組み込むことができる。